

小松市未活用住宅等の対応措置について



老朽空き家は、地域の安全や生活環境、まちの景観などに悪影響を与えます。

しかし所有者や相続された方は、建物解体費用の負担が大きく、そのままになっているケースがみられます。そこで・・・

老朽危険空き家解体補助事業

老朽危険空き家跡地活用事業



老朽危険空き家解体補助事業

老朽危険空き家の所有者等に対し、解体工事費の一部を助成。

・補助額
5,000円/㎡
(限度額 50万円)

・主な条件
・小松市内業者が解体すること

緊急避難対策

老朽危険空き家が所在する町内会に対し、緊急避難処置費の一部を助成。

・主な条件
・町内会において所有者の同意をとること。
・老朽危険空き家とされた建物の中で、近隣に対し緊急に被害が及ぶ建物。
・処置費の2/3
(限度額 50万円)

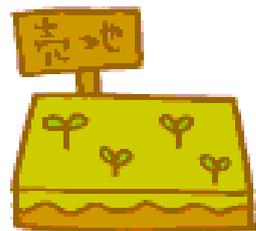
土地・建物(解体費 \leq 売却費)
を小松市に寄付



小松市が解体



町内で管理



売却

老朽危険空き家跡地活用事業

老朽危険空き家とその土地を寄付して頂き、小松市が解体し、町内で管理して頂くか売却します。

・主な条件
・町内会の同意が得られること
・解体費 \leq 売却費 であること

詳しくは、小松市役所 建築住宅課までお問い合わせください。
問い合わせ先 小松市役所 建築住宅課 空き家担当